

# 滋賀県甲賀地域の障害児・者支援について

---

- ・甲賀地域障害児・者サービス調整会議について
- ・甲賀地域ネット相談サポートセンター事業概要

甲賀地域ネット相談サポートセンター

甲賀地域障害児・者コーディネーター（相談支援専門員）

渡辺 俊太郎

平成20年10月

# 甲賀地域障害児・者サービス調整会議

---

# 甲賀地域の概況

---

○2市[ 甲賀市、湖南市 ]で構成

- ・面積:約550km<sup>2</sup>
- ・人口:約152千人

○手帳所持者

- ・身障=5,150 人、知的=1,000 人、  
精神=350 人

( H18 . 4 . 1現在 <精神のみ2.28現在> )

# 障害者福祉施設等の設置状況

	知的障害者		身体障害者			精神障害者	
	入所	通所		入所	通所		
更生施設	4	1	療護施設	1	(1)	援護寮	1
授産施設	2	6	授産施設		1	授産施設	2
小規模通所授産		1					
通勤寮		1	福祉ホーム		1		
生活支援センター		1	生活支援センター		1	生活支援センター	2
グループホーム		40				グループホーム	1
共同作業所	7 (うち精神2)						

# 障害者自立支援法における 「地域自立支援協議会」の位置づけ

## 【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。

## 【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

## 【構成メンバー】

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等

## 【主な機能】

- ・福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保（事業評価）
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善
- ・その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

## 【地域の実情に応じた運営】

権利擁護等の分野別のサブ協議会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで実施

# 甲賀地域サービス調整会議設置要綱 (抜粋)

## (設置)

第1条 甲賀地域障害児・者サービス調整会議(以下、「サービス調整会議」という。)を設置する。このサービス調整会議は、厚生労働省告示による地域自立支援協議会と位置づける。

## (目的)

第2条 サービス調整会議は、甲賀地域に居住する障害児(者)に関する福祉、就労、保健医療等の各種サービスを総合的に調整、推進することともに、教育との連携強化を目的とする。

## (内容)

(第4条) サービス調整会議は、次に掲げる事業を行う。

(1) 前条に掲げる者等による訪問・相談活動を通じ、障害児(者)のニーズの把握、各種サービスの充足状況および各種サービスの問題点の把握を行う。

① 訪問対象ケースの選定 ② 合同訪問の実施 ③ 訪問結果についての確認、協議

(2) 複合したニーズを有するケース等についての具体的な処遇方針の策定および関係するサービス提供機関へのサービス提供の要請等を行う。

(3) 甲賀地域の障害児(者)に対するサービス提供の問題点を整理し、在宅福祉サービスの供給についての調査研究を行う

① 既存の在宅福祉サービスの検証② 在宅福祉サービスメニューの開発、マニュアル化

# 甲賀地域サービス調整会議設立の経過

平成7年1月 地域療育等支援事業の受託

コーディネーターを地域資源に（受託施設機能からの分

平成7年4月 甲賀郡<sup>離</sup>障害者サービス調整会議の設置

コーディネーターの活動報告・評価の場

官と民の共働作業（ケース検討・合同家庭訪問・課題整理）

平成12年10月 市町村生活支援事業の受託

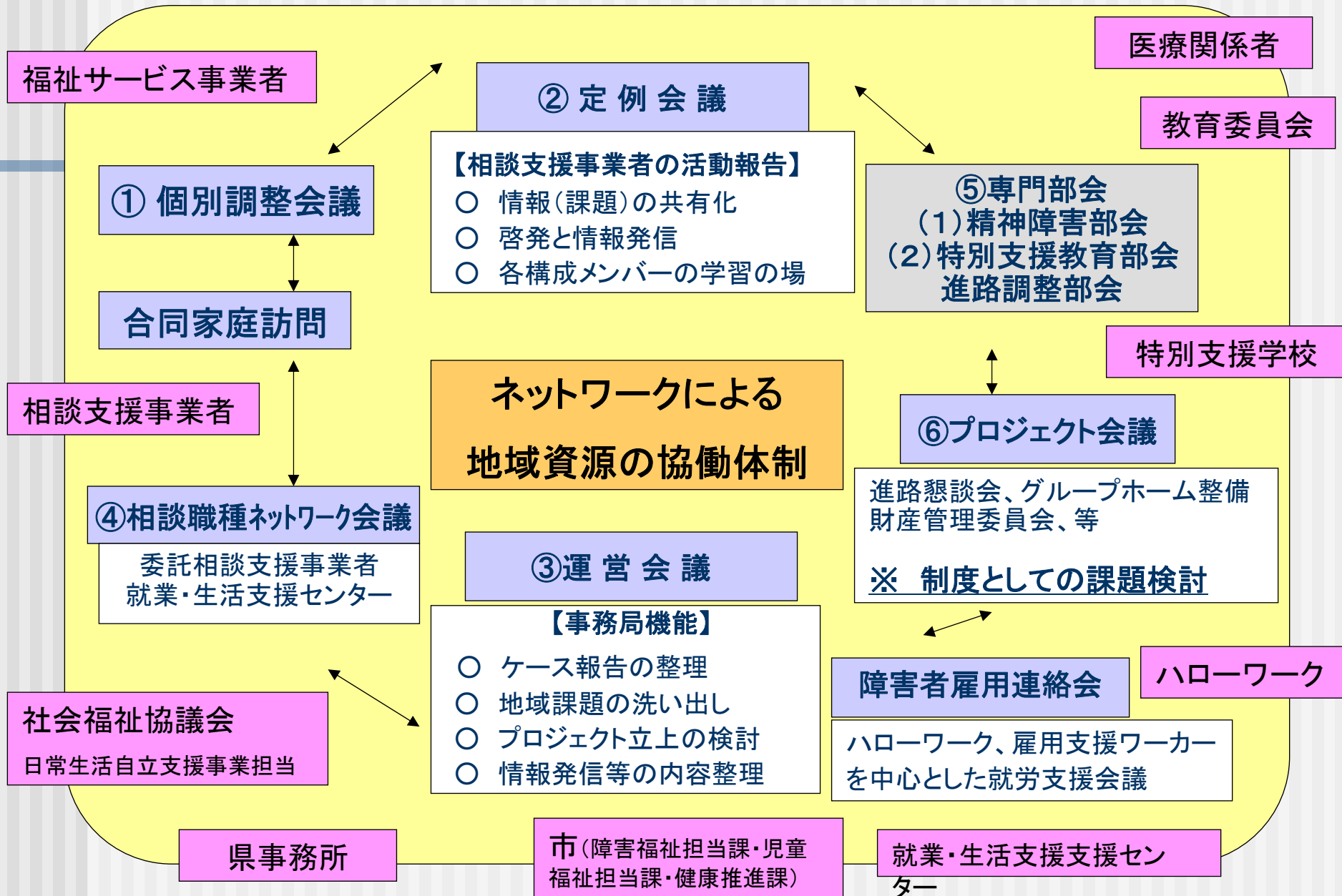
知的・身体 2障害分野合同会議

平成14年4月 精神障害者生活支援事業の受託

知的・身体・精神 3障害分野合同会議

平成16年10月 町村合併にて7町から2市（甲賀市・湖南市）へ

# 甲賀地域障害児・者サービス調整会議(地域自立支援協議会)



# ① 個別サービス調整会議

(事務局:2市)

- 随時開催 ケースに応じた様々な地域資源の招集
- チームによる支援計画の作成・即応性と柔軟なチーム編成  
会議は、原則として毎月1回開催することとし、南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部長が召集する。  
ただし、必要と認められる場合は随時召集することができる。  
なお、必要な委員のみを召集し、開催できるものとする。  
(甲賀地域障害児・者サービス調整会議 設置要綱 第5条)
- 開催回数 311回  
(参考:平成19年度・甲賀地域ネット相談サポートセンター相談員参加分)
- 参加人数 800名(延べ)  
医療・保健、福祉、教育、労働分野(主治医から民生委員まで多種職)
- 開催場所 市役所、学校、病院などなるべく多くの人に参加できる場所

## ② 定例サービス調整会議

(事務局:県事務所)

- 毎月第3火曜日午後開催
- 障害者福祉に関する情報共有
- 啓発と情報発信
- 各構成メンバーの学習の場
  - ・ 平成18年度現在67機関で構成
  - ・ 1回の平均参加者は30～40名

## ② 定例サービス調整会議 構成メンバー

### (行政)

南部振興局甲賀県事務所障害福祉担当職員、各市障害福祉担当職員  
児童相談所 児童福祉司、障害者更生相談所職員

### (教育)

各市 教育委員会指導主事、特別支援学校進路指導主事

### (就労)

甲賀公共職業安定所障害者担当職員、  
就業・生活支援センター 雇用支援ワーカー、生活支援ワーカー  
(施設、福祉サービス事業所)

入所、通所施設関係者、サービス事業所職員など

### (相談支援)

相談支援事業所 相談員、地域福祉権利擁護事業専門員

など

## ③ サービス調整会議 運営会議

(事務局: 県事務所)

- サービス調整会議の事務局機能
- 毎月第2火曜日 午前開催
- 参加者は県事務所、2市の障害福祉担当、相談支援事業者
- 内容
  - ・ケース報告の整理
  - ・プロジェクト立ち上げの検討
  - ・地域課題の洗い出し
  - ・情報発信などの内容整理

## ④ 相談職種ネットワーク会議

(事務局:甲賀地域ネット相談サポートセンター)

- 目的 相談職種の連携を強化する
- 毎月第2火曜日 午前に開催(運営会議の後に設定)
- 参加者は相談支援事業者  
(知的、身体、精神、雇用の支援センターの相談員)
- 内容
  - ・活動の内容の情報交換
  - ・相談支援事業者としての課題整理
  - ・サービス調整会議への報告内容の検討

# ⑤ 専門部会

## (1) 精神障害者部会

(目的)

(事務局: 県事務所)

精神障害者への取り組みを医療関係者・保健関係者・福祉関係者が検討する。

(参加者)

各市福祉・保健関係課、生活支援センター、医療機関、授産施設、県立精神保健福祉センター、県保健所など

(これまでの主な取り組み)

- ・各分野(医療・日中活動・生活支援・就労)での事例検討
- ・精神障害グループホーム整備検討会
- ・市の障害福祉計画への提言まとめ

# ⑤ 専門部会

## (2) 特別支援教育部会

(目的)

(事務局: 県事務所)

発達障害児・者への取り組みについて教育関係者・医療関係者・福祉関係者が連携して協議・検討する。

(参加者)

各市福祉・児童・保健・教育関係課、特別支援学校、生活支援センター、県立小児保健医療センター、地域健康福祉部など

(今年度の主な取り組み)

- ・各分野(保育・教育・生活支援)からの事例報告・検討
- ・管内保・幼・小・中・高校教員対象研修会の実施
- ・市の障害福祉計画への提言まとめ

## ⑥ プロジェクト会議

- 地域課題の解決に向けた検討会議
- 個別のケース、課題からの発信。情報の集積。  
→ それぞれの会議、部会等の連動性
- これまでの検討課題
  - ・進路調整部会 ・財産管理委員会
  - ・グループホーム等検討委員会 ・進路を拓く懇談会
  - ・福祉を考えるつどい ・重症心身障害通園事業検討会
  - ・障害福祉計画検討委員会 など

# 甲賀地域ネット相談サポートセンター

## 事業概要

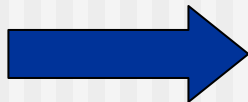
---

# 相談支援体制(平成20年度)



利用者

相談



相談支援

甲賀地域ネット相談サポートセンター

## 所長・総合調整担当

- ・地域の福祉課題の総合的な調整・課題の解決

## コーディネーター

- ・センターの第一次相談窓口としての機能
- ・支援チーム作りが重要な個別支援ケースを担当
- ・サービス利用計画の作成(相談支援専門員)

## 生活支援ワーカー

- ・一人暮らしやグループホーム等で暮らす人の支援
- ・生活と就労の両面から支援を実施

## ケアマネジメント従事者

- ・利用者の望む暮らしを実現するケアプランを毎月作成
- ・継続した関わりの中で必要な支援のモニタリングを行う

## 発達障害者キーパーソン養成事業担当

- ・発達障害者支援の研修を主目的とした滋賀県独自の事業の担当

# 設立の経過

H7. 1	障害児・者地域療育等支援事業の受託 (社会福祉法人しがらき会)
H7. 4	甲賀郡サービス調整会議の設置
H13. 4	運営法人の変更に伴い地域療育等支援事業の委託替え (しがらき会から、社会福祉法人オープンスペースれがーとへ)
H16. 4	知的障害者生活支援事業の受託 地域担当ケアマネジメント従事者事業を受託
H17. 4	甲賀地域ネット相談サポートセンター設立 所長 中島秀夫
H18. 4	地域生活移行推進支援事業受託
H18. 10	甲賀市、湖南市より相談支援事業の委託、 滋賀県より指定相談支援事業者の指定を受ける
	現在に至る

# 平成19年度活動実績

	CO	支援W	CM	合計
電話相談	315	508	1,076	1,747
来所相談	24	17	17	55
家庭訪問	62	562	50	622
職場訪問		95		90
待合せ		14		14
他機関への同行	38	158	57	229
個別調整会議	245	45	77	311
個別面談	66		74	128
連絡調整	1,558	854	3,035	5,025
プラン作成	17		204	185
その他	16	1520	2	157
<b>合計</b>	<b>2,341</b>	<b>2,405</b>	<b>4,592</b>	<b>9,338</b>

電話相談や  
家庭訪問など  
の直接的支援  
を重視

個別調整会議  
を通じて支援  
チームを作る

多くの関係機関  
と連絡調整を行  
い、ケアプランを  
作成する

CO・・・コーディネーター 支援W・・・生活支援ワーカー CM・・・ケアマネジメント従事者

# 委託相談支援事業者の2つの役割

## 役割① 個別支援(それぞれの利用者への支援)

- ・ 利用者ニーズ中心の支援(家庭訪問・電話相談など)
- ・ 利用者への情報提供(福祉制度やサービスなど)
- ・ 必要な支援のためのチームづくり(関係機関との連携)

## 役割② 地域への働きかけ

- ・ 個別支援の集積からみえる、地域の福祉課題を発信
- ・ 様々な支援を通じて出会った人々、関係機関をつなぐ
- ・ 既存の制度や資源の活用方法や新たな資源の創出を提案

# 委託相談支援事業者の役割 サービス調整会議との連携

## 役割① 個別支援(それぞれの利用者への支援)

- ・利用者ニーズ中心の支援(家庭訪問・電話相談など)
- ・利用者への情報提供(福祉制度やサービスなど)
- ・必要な支援のためのチームづくり(関係機関との連携)

### ＜個別支援→地域＞

- ・地域への情報発信
- ・個別支援からみえる課題を提起

### ＜地域→個別支援＞

- ・個別支援に必要な情報を提供
- ・地域の福祉課題に対する対応策の検討

委託相談支援事業者は、サービス調整会議の仕組みを活用して、①・②の役割を担う

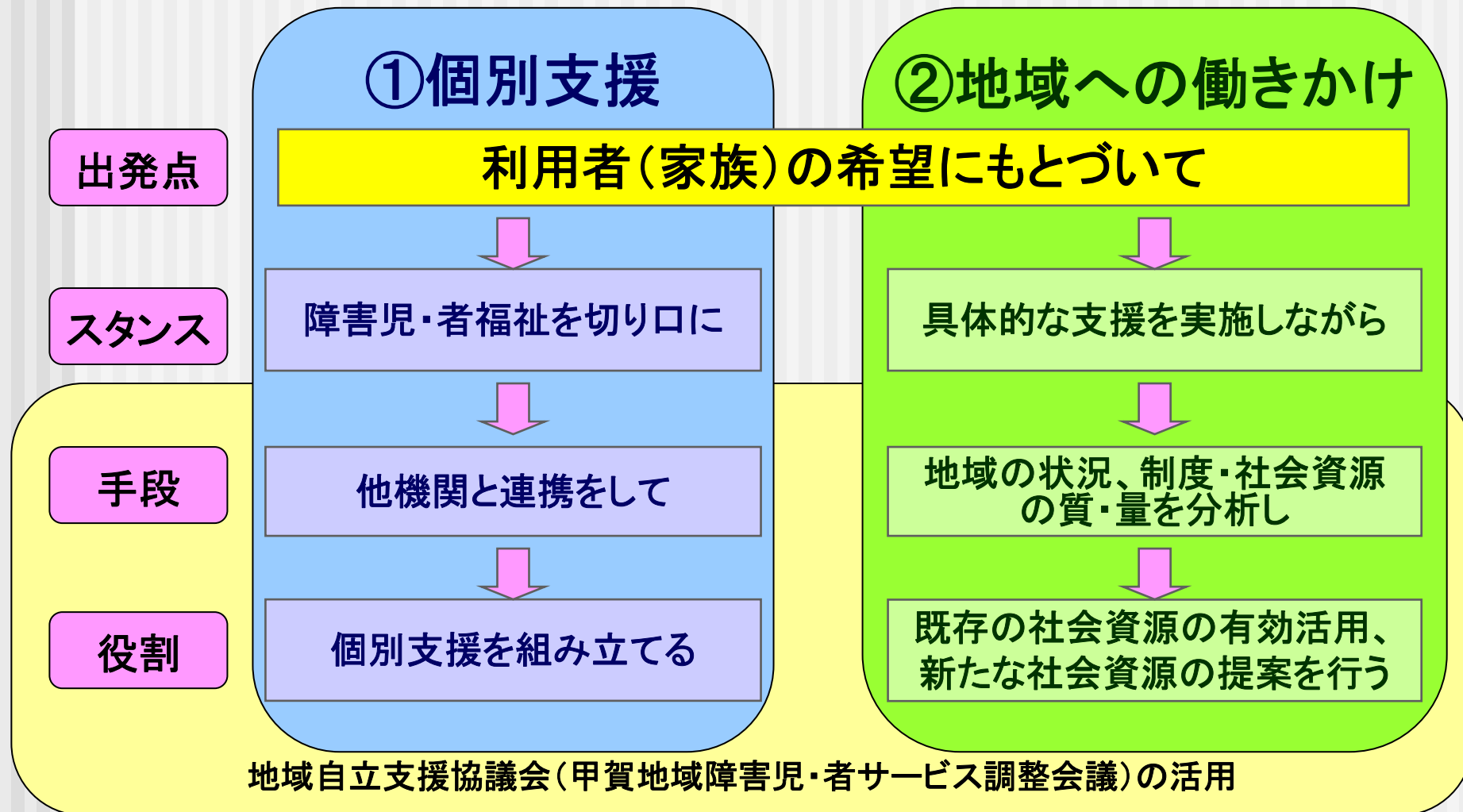
- ・必要な支援について検討
- ・課題の共有
- ・解決の方策を探る

## 役割② 地域への働きかけ

- ・個別支援の集積からみえる、地域の福祉課題を発信
- ・様々な支援を通じて出会った人々、関係機関をつなぐ
- ・既存の制度や資源の活用方法や新たな資源の創出を提案

甲賀地域障害児・者サービス調整会議  
(地域自立支援協議会)

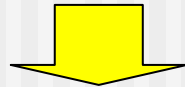
# 障害児・者コーディネーター(相談支援専門員)の役割



# サービス調整会議との連携

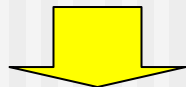
- ① 個別の相談を通じて必要な支援を把握し

(674回／年) 家庭訪問回数 <平成19年度>



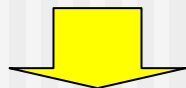
- ② 個別サービス調整会議でみえてきた課題を

(367回／年) のべ回数 <平成19年度>



- ③ 定例調整会議・全体会議に報告して共有し

(12回／年 毎月1回)



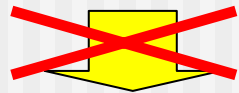
- ④ プロジェクト会議で、解決の方策を探る

(必要時に開催 随時)

# もし、サービス調整会議との連携がなかったら

- ① 個別の相談を通じて必要な支援を把握し

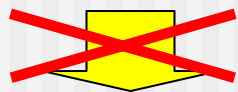
(674回/年) 家庭訪問回数 <平成19年度>



必要な支援について検討ができず

- ② 個別サービス調整会議でみえてきた課題を

(367回/年) のべ回数 <平成19年度>



課題の共有ができず

- ③ 定例調整会議・全体会議に報告して共有し

(12回/年 毎月1回)



解決の方策を探れない

- ④ プロジェクト会議で、解決の方策を探る

(必要時に開催 随時)

## 平成19度に取り組んだ相談支援活動

### 相談支援活動の積極的なアウトリーチを実施

家庭訪問 674件 個別面談 140件 他機関への同行 253件  
センターで相談を待っているのではなく、情報や支援を必要とする人に直接会いに行く

### 専門職と連携してチームを作り、支援を実施

- ・ひきこもりの人を日中活動へつなげる支援)
- ・個別サービス調整会議の積極的活用 のべ回数 367回  
必要なときに必要な人が入ったチームを作って支援を行う

### 支援計画の評価と見直し(モニタリング)を実施

- ・ケアプランの作成件数 221件
- ・個別調整会議で支援計画の評価と見直し(モニタリング)を行い、必要なところに必要な支援を届ける。過剰なサービス提供や無用な支援計画を作っていないか。

## 現状認識

## 活動方針の整理

### 潜在的なニーズがある

- ・情報や支援が届いていない人が確実にいる

### 相談支援活動のアウトリーチ

情報や支援が届いていない人に向けて積極的に家庭訪問、個別面談等を行い、情報や支援を届ける。

### 支援には専門性が必要

- ・広汎性発達障害、引きこもり、行動援護対象者などの支援の際には専門性が必要。
- ・相談支援事業者の関わりだけでは不十分。

### 専門職と連携・支援チーム作り

- ・医師や専門機関(いぶき、障害者更生相談所等)との連携。(積極的にアドバイスをもらう)
- ・専門職が加わった支援チームを作る。チームアプローチ。

### サービス利用希望 > 提供量

- ・必要な人に必要な支援が届いていない。
- ・提供できるサービス量は限られている

### 支援計画の評価と見直しを重視

支援チームのなかで支援計画の評価と見直しの確実な実施を繰り返し、効果的なサービス利用計画を作成

## 平成20年度の展望・取り組むべき課題

### 柔軟で即応性のある相談支援活動

- ・地域に困っている人やニーズはあり、利用者や関係機関からの発信が必ずある。
- ・できるだけ早く、利用者が必要としている情報や支援を届ける。

### チームアプローチの仕組みを地域の財産に

- ・今年度取り組んだチームでの支援のあり方は、必ず次の支援の参考にできる。
- ・専門性のある支援を必要とする人は多数いる。ひとりの人の支援でできたチームアプローチの仕組みを活用し、地域の財産にしていくことは相談支援事業者の役割。

### 既存の社会資源の有効な活用方法の提案

- ・支援を必要としている人・量と、提供できる量のバランスは半永久的に解決しない問題である。現行の支援計画を評価し見直しを行うなかで、既存のサービス資源の有効な活用方法を探り提案していく。